

建築計画概要書等 Web閲覧システム利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、横浜市建築局（以下、「本市」といいます。）が提供する建築計画概要書等 Web 閲覧システム（以下、「本システム」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第1条 システム稼働時間

- 1 本システムの稼働時間は、7時から24時までとします。
- 2 緊急メンテナンス等により、稼働時間内であってもシステムが停止している場合があります。

第2条 本規約への同意

本システムの利用にあたっては、本規約への同意が必要となります。本規約に同意されない方は、本システムを利用することはできません。

第3条 利用登録

- 1 本システムの利用には利用登録が必要です。
- 2 前項の利用登録は、登録を希望する者が本市の定める方法により利用登録を申請し、本市がこれを承認し、申請者（本項に基づく申請を行った者。以下同じ。）へ通知することによって、完了するものとします。
- 3 本市は、以下の事由があると判断した場合、申請者の申請を承認しないことができるものとします。
 - (1) 利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) 同一の申請者からの重複した申請である場合
 - (4) その他、本市が利用登録を相当でないと判断した場合

第4条 ユーザーID及びパスワードの管理

- 1 利用者（前条第2項に基づく利用登録が完了した者。以下同じ。）は、自己の責任において、ユーザーID及びパスワードを適切に管理するものとします。
- 2 利用者は、いかなる場合にも、ユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡若しくは貸与し、又は第三者と共用することはできません。
- 3 本市は、ユーザーID及びパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーIDを登録している利用者自身による利用とみなします。
- 4 ユーザーID及びパスワードが第三者によって使用されたことその他利用者のユーザーID又はパスワードの管理の瑕疵によって生じた損害等については、本市は一切の責任を負わないものとします。

第5条 個人情報の保護

- 1 本市は、本システムにより利用者から取得した個人情報（本システムにおいて取り扱う個人に関する情報（氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるもの）。以下同じ。）については、本来

の目的以外に利用又は提供せず、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づいた保護及び適正管理を行います。

- 2 本市は、本システムにおける処理の範囲において、申請者の情報のうち、氏名、メールアドレス、住所及び電話番号を参照することがあります。

第6条 閲覧履歴の保存

本システムを利用する場合、本システムへのログイン日時及び閲覧・印刷の記録について、電磁的に記録されます。

第7条 禁止事項

利用者は、本システムの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- 1 本規約に定める閲覧に供する目的に沿わない閲覧
- 2 法令又は公序良俗に違反する行為
- 3 犯罪行為及びそれに関連する行為
- 4 本システムの内容等、本システムに含まれる著作権、知的財産権を侵害する行為
- 5 本市、他の利用者又は第三者のサーバ又はネットワークの機能を破壊又は妨害する行為
- 6 本システムによって得られた情報を、本規約に定める閲覧に供する目的に沿わない商用転用する行為
- 7 不正アクセスをし、又はこれを試みる行為
- 8 他の利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- 9 不正な目的を持って本システムを利用する行為
- 10 その他、本市が不適切と判断する行為

第8条 本システムの利用停止等

- 1 以下のいずれかの事由があると判断した場合、本市は利用者に事前に通知することなく本システムの利用を停止又は中断する場合があります。
 - (1) 本システムにかかるシステムの保守点検又は更新を行う場合
 - (2) 火災、停電又は天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合
 - (3) サーバ又は通信回線等が事故により停止した場合
 - (4) その他、本市が本システムの利用が困難と判断した場合
- 2 前項の規定に基づく本システムの利用の停止又は中断により、利用者又は第三者に発生した損害等については、本市は一切の責任を負わないものとします。

第9条 利用制限及び登録抹消

- 1 本市は、以下の場合には、事前の通知なく、利用者に対して、本システムの利用を制限し又は利用登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) その他、本市がシステムの利用を適当でないと判断した場合
- 2 本規約に基づき、本市が行った行為により利用者に生じた損害について、理由を問わず一切の責任を負いません。

第10条 免責事項

- 1 本市は、本システムの利用により、利用者に発生した損害等については一切の責任を負わないものとし、ます。
- 2 利用者が、本システムを利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、本市は一切の責任を負わないものとし、ます。
- 3 地図上に表示される確認プロットは申請された地番情報、又は住所情報を元に作成しているため、正確ではない場合があります。

第11条 システム内容の変更等

- 1 本市は、利用者に通知することなく、本システムの内容を変更し、又は本システムの提供を中止することができるものとし、ます。
- 2 前項の規定による本システムの内容の変更によって利用者に損害が発生した場合については、本市は一切の責任を負いません。

第12条 本規約の変更

- 1 本市は、必要と判断した場合には、利用者に個別に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとし、ます。
- 2 前項により本規約を変更した場合は、本市ホームページ上に規約を変更する旨の明示をするとともに、変更後の規約を表示します。
- 3 変更後の規約の効力発生時期は、本市ホームページ上に表示された時点とし、ます。
- 4 前項の効力発生時期以降に、本システムを利用された場合、変更後の規約に同意したものとみなされます。

第13条 準拠法及び裁判管轄

- 1 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とし、ます。
- 2 本システムの利用に関して紛争が生じた場合には、本市の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄とし、ます。

第14条 提供情報の性質

1 建築計画概要書

- (1) 建築計画概要書を閲覧に供する目的は、周辺住民の協力のもとに違反建築物を未然に防止するとともに、併せて違反建築物の売買をも防止しようとするものとして、善意の買主を保護するものです。このため、本制度の趣旨を逸脱した営利目的の閲覧、目的不明の閲覧、大量閲覧及び建築物を特定しない閲覧をお断りし、ます。
- (2) 建築計画概要書自体は、現地の建築物の状態、敷地の状況を証明する書類ではありません。建築確認後生じた軽微な変更、修正、法令適合の判断に影響が無い記入漏れ等は、反映されていない場合があります。
- (3) 本システムは、昭和46年から現在までの一般申請の建築計画概要書と平成19年以降の計画通知の建築計画概要書を閲覧するシステムです。昭和45年以前のもの（計画通知については平成18年以前のもの）は原則としてありません。

- (4) 本システムで閲覧できる概要書は、本市が保有し現存する概要書に限ります。
- (5) 不動産調査、設計業務等に伴う、建築計画概要書の記載内容に関するご質問、ご相談につきましては、電話、メールでは対応しておりません。
- (6) 大量閲覧防止のため、建築計画概要書の1回の稼働時間内での閲覧可能件数は50件までとします。

2 昇降機等の台帳

- (1) 昇降機等の台帳の情報を閲覧に供する目的は、周辺住民の協力のもとに違反昇降機を未然に防止するとともに、併せて違反昇降機の売買をも防止しようとするものとして、善意の買主を保護するものです。このため、本制度の趣旨を逸脱した営利営業目的の閲覧、目的不明の閲覧、大量閲覧及び建築物を特定しない閲覧をお断りします。
- (2) 本システムでは、本市が所有する昇降機等台帳に基づき再構成した昇降機等の情報（昭和35年から現在までに横浜市内で建築基準法に基づく確認がされたものに限り。）が閲覧できます。閲覧データは、台帳の原本ではありません。
- (3) 不動産調査または設計業務等に伴う昇降機情報の表示内容に関するご質問、昇降機情報の検索につきましては、電話、メールでは対応しておりません。

3 狭あい道路敷実測図

- (1) 狭あい道路敷実測図（以下、「実測図」といいます。）は、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成7年7月1日施行）（以下「狭あい条例」といいます。）第8条に基づき指定した整備促進路線における過去の建築基準法における道路中心・後退線の考え方を公表し、土地利用の参考資料としていただくことで、市民サービスの向上に寄与することを目的として閲覧に供します。したがって、その趣旨を逸脱したシステムの利用はお断りします。
- (2) 狭あい道路とは、幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されているものをいいます。
- (3) 道路中心線は測量当時の中心線のため、道路査定等の状況により変わる可能性があります。
- (4) 本システムで閲覧できる実測図は、狭あい条例第9条に基づき協議を行い、本市が保有し現存する実測図に限るため、過去に存在したすべての実測図について閲覧できるわけではありません。
- (5) 地図上に表示されるプロットの位置は申請時の地番情報を元に作成しているため、正確ではない場合があります。
- (6) 実測図に表示されている縮尺は、データ処理の過程で変更されている場合があります。
- (7) 過去に協議が完了している土地であっても、狭あい条例第9条で定められた行為を行う場合は、改めて協議を行っていただく必要があります。
- (8) 協議内容については協議申請者が所有する協議書の副本または協議結果通知書をご確認ください。（個別の協議に関してのお問い合わせには、お答えし兼ねますのでご了承ください。）

附 則

（施行期日）

この利用規約は、令和5年4月19日から施行する。

附 則

（施行期日）

この利用規約は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この利用規約は、令和8年4月1日から施行する。